

○備前市入札等調査委員会設置要綱

平成17年3月22日

訓令第31号

改正 平成17年7月12日訓令第82号

平成18年3月31日訓令第4号

平成19年3月30日訓令第4号

平成20年3月31日訓令第8号

平成20年4月28日訓令第13号

平成22年3月31日訓令第5号

平成25年10月1日訓令第3号

平成27年4月1日訓令第3号

平成29年4月1日訓令第4号

平成30年3月30日訓令第6号

(設置)

第1条 備前市が発注する建設工事等において、公平で適正な入札の確保を図り、不正な行為に対する的確な対応を行うため、備前市入札等調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査及び審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査及び審議をするものとする。

- (1) 入札談合に関する情報があった場合に、「備前市談合情報対応マニュアル」に基づき的確な決定を行うこと。
- (2) 競争入札による建設工事の請負の契約を締結する場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かの決定等に関すること。
- (3) 予定価格に対する最低入札価格が著しく高い場合において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、公正な競争がなされているか否かの決定等に関すること。
- (4) 入札執行及び入札結果の取扱いの決定等に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 産業部長
- (6) 建設部長
- (7) 教育部長
- (8) 建設課長
- (9) 水道課長
- (10) 下水道課長

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、市長公室長がその職務を代理する。

3 委員に事故があるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員会で審議された事項は、公表しないものとする。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、総務部契約管財課で処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年7月12日訓令第82号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日訓令第13号)

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日訓令第3号)

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。